

ID: 162

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	分担金の減免等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第125号		
【根拠条文】 (分担金の減免等) 第5条 市長は、災害その他の理由により必要と認めるときは、分担金の徴収を延期し、又は減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日